

高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、今後の原木生産の増大に伴う再生林の増大及び花粉発生源対策に適切に対応するため、生産効率に優れ、植栽作業の省力化等にも期待できるコンテナ苗を生産する者や花粉の少ない苗木の生産拡大に向けた採種園・採穂園（以下「採種園等」という。）を整備する者、採種園等管理技術者の育成・確保を行う者及び苗木生産における労働力確保・育成を行う者に対し、別表第1に掲げる事業区分において予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助事業者、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請手続)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、所管の林業事務所長（嶺北地域にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「林業事務所長」という。）に1部を提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による申請をするに当たって、各事業実施主体について当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、納税証明書により県税の滞納がないことを証明しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書を提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 林業事務所長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付

の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者は、補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守するとともに、補助金等により取得した財産を使用し、森林関係法令等への違反行為や社会的影響等を勘案して不適切であると判断される行為を行ってはならないこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (3) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械については、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものに限る。）を当該財産に係る処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下この条において同じ。）において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 処分制限期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が処分制限期間及び転用等制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなったときは、速やかに知事に協議し、その指示に従って、当該財産の取得に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。ただし、公用、公共用、天災地変その他やむを得ない事由のため、やむを得ない場合は、知事に協議することができること。
- (6) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額、取得時期及び処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した別記第 2 号様式による財産管理台帳を備え、かつ、必要な関係書類を保管しておかなければならないこととし、財産管理台帳は、実績報告書に添えて報告すること。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助金交付申請を行うに当たり、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
また、補助事業者は、補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること。
- (9) 補助事業者は、補助金等交付申請書の提出に当たり、別記第 1 号様式の別紙による「誓約書」を添えなければならないこと。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の規定により変更の承認を受けようとするときは、別記第3号様式による補助金変更承認申請書1部を林業事務所長に提出しなければならない。

2 前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 別表第1に掲げる補助対象経費欄の区分の新設又は廃止
- (3) 補助金額の増額又は30パーセント以上の減額

(遂行状況報告)

第9条 規則第10条第1項の規定による遂行状況報告の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに林業事務所長を経由して、1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに1部を林業事務所長に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、同条第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに別記第6号様式により林業事務所長を経由して知事に報告するとともに、当該補助金を県に返還しなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第11条 規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求の様式は、別記第7号様式によるものとし、1部を林業事務所長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定前の着手)

第12条 事業実施主体による対象事業の着手は、原則として、知事からの補助金の交付の決定通知を受けて行うものとするが、当該年度にやむを得ない事情により、補助金の交付の決定の前に着手する必要があるときは、その理由を具体的に明記した別記第8号様式による交付決定前着手届1部を林業事務所長に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第13条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第9号様式による繰越承認申請書2部を林業事務所長を経由して知事へ提出し、承

認を受けなければならない。

(工期延期)

第 14 条 補助事業者は、前条の規定による繰越しの承認を受けた補助事業について、やむを得ない理由により承認された工期の延期が必要となった場合は、速やかに別記第 10 号様式による工期延期承認申請書を林業事務所長を経由して知事へ提出し、承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 25 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 20 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 29 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 23 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 14 日から施行し、令和 7 年度事業から適用する。